

10 農林水産省（構造改革特区第19次 検討要請）.xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1021010	普及指導員の任用資格要件設定権限の委任	任用資格要件設定権限の一部の都道府県条例への委任	①現状 普及指導員による農業者支援については、都道府県と国が協同で行っている事業であり、普及指導員の活動費等の一部が協同農業普及事業交付金として措置されている。 都道府県は、国が行う普及指導員資格試験の合格者及びその他政令で定める資格を有する者のみ、普及指導員として任用できる。 ②問題点 現行の普及指導員任用資格要件では、農業の6次産業化や農商工連携、知的財産権の保護・活用等に対応できる幅広い人材を普及指導員として任用できない。 ③解決策 任用資格要件設定権限の一部を都道府県に委任し、都道府県は条例で定める。 ④効果 都道府県の判断により、経営やマーケティング、食品衛生等のスペシャリストを普及指導員として任用でき、農業経営の高度化や農業の6次産業化の効果的な推進等が図られる。		埼玉県外38都道府県	埼玉県外38都道府県	農林水産省
1043020	遊休化した農業振興地域の農用地区域における農用地の目的外使用	農業振興地域の「農用地区域」内において、農地以外の目的での使用に係る規制を緩和し、農業以外の用途の使用を可能とする。	遊休化した農振農用地は、担い手の確保により農業生産への利用を推進することが基本ではあるが、遊休化を放置すると回復困難なまでに農地が荒廃する可能性があるため、農振農用地の目的を拡大し、太陽光等発電などエネルギー自給率の向上や野菜工場整備など食料自給率の向上に資する取組を行うことができるようにする。		兵庫県	兵庫県	農林水産省
1043030	農地利用集積円滑化団体の民間開放	新規就農者の育成事業、食料生産事業を行う株式会社等による農地の売買、貸借等の調整活動が可能となるよう、営利目的の如何を問わず民間事業者が農業経営基盤強化促進法に基づく「農地利用集積円滑化団体」となることを認める。	新規就農育成事業を介して農業の振興に積極的に取り組もうとする株式会社が、今後、同社が同事業の規模を拡大し、就農研修修了者の地元定着を推進しようと考えたときに、株式会社を農地利用集積円滑化団体として認めることが必須である。 新たな担い手確保と農地流動化を一層加速化させるため、市及び他の農地利用集積円滑化団体との役割分担と合意を条件に、新規就農者育成事業、食料生産事業を行う株式会社を同団体になれるようにする。		兵庫県	兵庫県	農林水産省
1043100	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立つて総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。	農地転用の許可事務は、2ha以下の自治事務、2ha超4以下法定受託事務及び4ha超の国の事務のいずれも、法令化された全国統一的な許可基準によって運用されており、国の事務の一部や法定受託事務を都道府県の自治事務に変更したとしても、転用の許可判断が変わることはなく、申請者の負担の軽減や事務手続きの簡素化を促すため、地方公共団体に権限を与えるべきではないかと考える。 本県は、国の地方支分局から事務移譲を受けることも視野に入れた関西広域連合の発足を間近に控え、積極的に権限移譲を受けたいと考えている。 農地法施行後5年を目的に検討することになっているところでもあり、5年先に向けて試行を行う特区として権限移譲願いたい。		兵庫県	兵庫県	農林水産省
1044020	保安林の間伐による指定施業要件の緩和について	保安林の指定施業要件を35%から50%にする。	間伐の遅れによる林令の増加により、現行の指定施業要件内での間伐では伐採作業中に掛かり木になるなど作業効率の低下と作業の危険度が増している。 このため、一度の間伐作業で効率よく作業を実施するため、指定施業要件を増加させるものである。		新見市	岡山県	農林水産省
1044040	保安林の制限行為の緩和	保安林の間伐において、作業路開設に伴う土地の形質変更許可申請を不要とする。	保安林の間伐する場合、皆伐などの施業とは異なり間伐率が制限されている。このため、間伐届けを市へ、作業路開設の土地の形質変更許可申請を県へおこなう必要がある。間伐施業を迅速に進めるために、この形質変更許可申請を不要とする。		新見市	岡山県	農林水産省
1045020	地方競馬 新勝馬投票法導入特区	地方競馬における勝馬投票法として、新たに「七重勝単勝式」を導入するもの	佐賀競馬は大幅な経費削減および各種方策による収入確保に取り組んでいる。しかし、佐賀競馬の経営状況は昨今のレジャーの多様化や景気の低迷による勝馬投票券の発売額の大幅な減少をうけ、依然厳しいものがある。このような中、平成17年12月から取り組んだインターネット発売(在宅投票)は、唯一、順調に推移している。発売総額に占めるシェアも、導入後4年余り(平成21年度決算)で約14.9%となるなど急拡大をしており、ICTを活用した取組は、今後収益の柱の一つとなる可能性があるものと考えられる。このため、今年1月からは新たに勝馬投票法「五重勝単勝式」(制度改正は平成17年)を導入し、佐賀競馬の魅力づくりに取り組んでいるところであるが、佐賀競馬場固有の特性(競馬場のカーブが小回りであり、かつ直線部が短く、順位変動が起こりにくい(特にレース後半)ため、比較的、勝馬投票が的中しやすい傾向があること)から、この投票法も、導入当初に見込んでいたような魅力ある商品にはなり切っていない現状がある。このようなことから、佐賀競馬において、新たにインターネットを活用した「七重勝単勝式」を導入することにより、インターネットユーザーに対し、五重勝よりもキャリー・オーバーなどの面で魅力の多い新賭式を提示することで、従来の競馬ファンを惹きつけるとともに、新たな競馬ファンを獲得(パイを増やしていく)し、今後の佐賀競馬の活性化と収益確保への活路を見出ししていきたいと考えている。		佐賀県	佐賀県	農林水産省

10 農林水産省（構造改革特区第19次 検討要請）.xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1068010	大学獣医学部の設置の許可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	<p>四国では、動物感染症や人獣共通感染症対策のみならず、食の安全・安心の確保を図るうえで重要な役割を担う獣医師が不足しており、その確保対策が急務となっている。そこで、今治新都市に国際水準の大学獣医学部を新設して獣医師を養成し、感染症対策及び食の安全の確保を図る一方で、動物・獣医療関連の企業誘致を促進して他産業とのコラボにより新産業を創造し、地域活性化を促す。</p> <p>(提案理由) 全国的に産業動物・公務員獣医師の不足感が顕著となる中、他の地域以上に獣医師が不足し、研究・診断の拠点施設がない四国で、万一、口蹄疫などの感染が発生した場合には十分な対応ができない恐れがある。また、獣医師は感染症の予防・診断のみならず、医薬品開発、食の安全性確保等を通じ、政府が「新成長戦略」において掲げる健康大国の実現に向けて重要な役割を担っており、今後一層、重要性が増すと考えられる。このため、四国の獣医師不足を解消し、地域の研究機能を充実・強化するとともに、今治市を成長が期待できるライフ・インベーションの拠点都市として再生するため、特区による大学獣医学部の設置を提案する。なお、獣医師養成は6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題としてみたときにおいても、獣医師養成機関の空白地帯であり、今後更なる獣医師不足が予想される四国における獣医師養成の充実喫緊の課題である。よって、四国地域に産業動物系コースや研究者養成コース、地域入学定員枠を設けた高い水準の大学を設置し、地域で人材を養成しようとする本提案は、国の方針にも沿うものとする。</p>		今治市、愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省
1069010	市街化調整区域における農振除外手続の簡略化	農振除外手続の際に、一定の要件を満たす場合には、規制を緩和する。	<p>一団の農地の中央部を北陸新幹線が南北に分断して開通することとなり、効率的な営農が困難になる。</p> <p>このため、従来より、現在市街化調整区域となっている当該農地について、有効な土地活用並びに地域の活性化を計画している。ところが、当該農地で、農振除外願出をする際に、「土地改良法に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地であるため、「事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であることとする。」との規制がある。昨今の経済情勢並びに土地活用、また、耕作者の高齢化を考慮した場合、この期間を短縮する等の柔軟な対応を求める。</p>	富山市飯野・新屋・小西地区 まちづくり活性化事業	飯野・新屋・小西地区まちづくり合同会社	富山県	農林水産省
1081010	森林組合法第9条で規定されている森林組合事業の特例措置	現行法で規定されている森林組合活動事業については、農業生産活動は認められていないことから、現行法の目的を逸脱しない場合には、農業生産活動を可能とする	<p>本町総面積の約90%が森林で占められています。森づくりは長い歳月を要し、様々な施業と経費を要する一方、木材価格の低迷から採算性が低い状況です。このため、森林所有者の森林整備意欲は低下しており、未施業林地や皆伐後の無立木地の増加が懸念されています。森林組合は、森林所有者の林業経営の安定及び向上と植栽から伐採、伐採から植栽といった循環型の森づくりを進め、森林保全と増進の取り組みを担っていかねばならないと考えています。そのため、今まで捨てられていた林地残材のピンチアップ化に取り組み木材に新たな付加価値を生み出し、林業経営の安定化に取り組みんでいます。また、平成20年度に「木質バイオマス利用のハウス栽培事業化調査」を実施し、木質バイオマスボイラーを利用したベビーリーフ温室ハウス栽培事業について検討しました。現在の林地残材の燃料化では、燃料の供給量に対して需要量がないなど供給と需要のバランスに課題があり、木質ボイラーを利用したベビーリーフ温室ハウス栽培を実施することにより、需要量の確保が図られる上、ハウス栽培から生じる収益も森林整備に還元し、森林所有者の森林整備負担の軽減を図り、森林整備へ繋げていきたいと事業立案しました。しかし、その担い手として考えていた森林組合は森林組合法第9条第1項及び第2項で規定されている森林組合活動事業において、農業生産活動を認められていないため、本事業を実施できません。このため、森林組合法の特例を受け、本事業を森林組合が実施することで、森林所有者の森林整備のコスト軽減と民有林の保全及び増進を図り、循環型の森づくりを目指します。</p>		南富良野町	北海道	農林水産省